

委任状

(代理人)

住所 県市町番地

氏名 登記 進

代理人となる方()の住所・氏名を記載

法定相続情報証明制度の委任による代理は、申出人の親族又は資格者(弁護士・司法書士・土地家屋調査士・税理士・社会保険労務士・弁理士・海事代理士・行政書士)に限られます。

私は、上記の者に対し、以下の被相続人の相続に係る次の権限を委任する。

- 1 法定相続情報一覧図を作成すること
- 2 法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出をすること
(希望する法定相続情報一覧図の写しの交付通数 通)
- 3 法定相続情報一覧図の写し及び返却される添付書面を受領すること
- 4 上記1から3までのほか、法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出に関して必要な一切の権限

被相続人の最後の住所(又は本籍)

県市町番地

被相続人の氏名

法務 太郎

死亡年月日

令和 年 月 日

亡くなられた方(被相続人)の最後の住所(又は本籍)・氏名・死亡年月日を記載

令和 年 月 日

(委任者)

住所 県市町番地

氏名 法務 花子

委任日、委任者である相続人の住所・氏名を記載